愛知育児院創立期における貧孤児の受け入れと里親委託

菅 田 理 一

Riichi Sugeta:

The Foster Care Placement in the Early Stage of the Aichi Infant Care Home

鳥取看護大学·鳥取短期大学研究紀要 第73号 抜刷

愛知育児院創立期における貧孤児の受け入れと里親委託

菅田理一1

Riichi Sugeta: The Foster Care Placement in the Early Stage of the Aichi Infant Care Home

本稿では、愛知育児院の創立期の貧孤児の養育内容を分析し、貧孤児の救済の組織的実施をみるに至る背景とその後の育児院の展開の基礎を明らかにすることを目指した。同育児院の創立は、わが国の育児施設の黎明期にあたるが、いまだこの育児事業に関する知見は少ない。育児院の財政は寄付金によるもので、事業継続の最大の課題は、運営資金の確保であった。受け入れた貧孤児は3歳以下で、ほぼ全員が乳母に預けられた。事実上の里親委託であった。育児院の基礎が構築されていった過程を明らかにしたい。

キーワード:愛知育児院 森井清八 養護実践史 子ども家庭福祉史

はじめに

愛知育児院は、1886 (明治19) 年、愛知県で初 となる貧困無告の児女らの救済を目的に、愛知県の 認可を得て, 熱心な仏教徒で有松絞の染物屋主人の 森井清八、有松村曹洞宗祇園寺住職の荒谷性顕によ り、愛知県愛知郡熱田の西山浄土宗正覚寺内に創立 された注1). 初代院長に正覚寺住職六萬隆見が就任 した. 現在は, 同県名古屋市昭和区内で, 社会福祉 法人愛知育児院として, 児童福祉施設, 高齢者福祉 施設を運営、2016 (平成28) 年に創立130周年と なる. 筆者は、社会福祉法人愛知育児院のご協力を 得て、同法人所蔵史資料の整理を継続的に実施させ て頂いている. その過程で, 吉田宏岳 (1956 年)^{注2)}, 三上孝基 (1979年) 注3), 字治谷義雄 (1982年) 注4) な どの先行研究では十分になされてこなかった、同育 児院の養育の実態を明らかにする必要があると考え るようになった^{注5)}. 筆者は、同育児院の創立が準 備段階も含めると明治の初期に企画・実現されたも のであること, 先に創立された福田会育児院(仏教

体系的な研究の最初の試みとして,創立期を1886 (明治19) 年から1891 (明治24) 年の濃尾大震災発生前までとし、その養育実践について、先行研究を踏まえながら、愛知育児院所蔵史資料、その他の関係資料を体系的に分析し、この時期の貧孤児の養育の実態を明らかにすることを目指す。創立期において、どのような条件によって貧孤児救済を開始したのか、また貧孤児の里親委託や乳児の養育(乳育) がどのように実施されていたのかを検討する。なお、本研究において、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、具体例を挙げる場合は個人が特定されないように配慮した。

1. 乳養と里親委託

愛知育児院の創立に向けた準備は、森井清八が設立を思い立った 1882 (明治 15) 年からと考えられる. 『愛知育児院史』^{注6)}によると、育児院創立の必要性を荒谷らに説くなどの活動をこの時期に行っ

系・東京)と共通点があることなどから、一次史資料、二次史資料を体系的に検証することで、近代の 仏教系貧孤児救済の成立過程を明らかにしたいと考 えている。

¹ 鳥取短期大学幼児教育保育学科

た. 森井は、明治10年代の貧孤児のおかれた状況 に問題意識を持ったことから、育児院創立を発起し 奔走することになったと述べている. 「設立ノ主意」 によると、「貧困者は棄児を為し、 稍富めるものは 附金を為して他に養子女に遺るものあり、 之を貰う もの始めより育て養ふの心あるに非ず、只その附金 を得んが為めなり、故に其金を遣い尽すや其児を惨 酷に為し、呱々乳を索むるも乳を哺せず、夜間寒に 叫ぶも衣を着せず,遂に飢寒の為に死するもの多し, 其甚しきに至りては鬼とも蛇とも名づけ様のなき人 ありて之を謀殺する輩多し」という事態への問題意 識を創立者らはもっていた. その背景には. 明治以 降のおよそ20年間の資本主義社会の形成過程で生 じた貧困者問題. 都市部での下層社会の問題なども あったと考えられる. 当期の育児院運営のための資 金は、寄付金によるものであった。 棄児養育米給与 方, 恤救規則といった公的な救済制度は, 不十分な ものであった.

具体的な育児院の形を整える段階となると,正覚 寺内の蘭崇院を育児院とすることなどが決まった. あわせて「愛知育児院規則」を定めたが,『明教新誌』 掲載のもの以外に『愛知育児院史』(100周年記念誌) に掲載されているものがある^{注7)}. 『明教新誌』掲載 の規則の内容を見ると,福田会育児院のそれと共通 項目が多い.

創立期の貧孤児の受け入れに関する愛知育児院所 蔵資料については、1886 (明治 19) 年から 1891 (明 治 24) 年 9 月の間には以下のような資料が残され ており、貧孤児救済の開始状況、里親委託や乳育に ついての解明の手掛かりになると考えられる^{注8)}. すなわち、①資料仮番号 4 号「愛知育児院雑記(写)」、 ②資料仮番号 13 号「養子縁組」、③資料仮番号 15 号「寄留届」、④資料仮番号 9 号「第一号入院願書」、 ⑤資料仮番号 8 号「市中予約台帳」、⑥資料仮番号 10 号「育児院育児過去帳」、⑦資料仮番号 14 号「後 見届」である。

前述の「愛知育児院規則」には、救済の対象や方法が次のように示されている^{注9)}.

愛知育児院規則

- 第1条 此育児院は幼稚にして父母を失ひ或は貧窮 にして養育し能はさる者を救養する所とす
- 第2条 本院は愛知育児院と称す
- 第3条 本院は仮りに尾張国愛知郡熱田傳馬町 三百六拾八番邸正覚寺々中に置く
- 第4条 窮児を救養するに於ては其願人及ひ親類組 合連署の願書を要し並に其属籍地戸長役場の 添翰を要すへし
- 第5条 入院児戸籍上の件は総て政府の法則を遵守 するへし 但し会友一名本院の側に本籍を設 け育児をして其親元より附籍せしむるを要す
- 第6条 窮児の入院を許す事は幹事の会議を要す若 し火急已むを得さる者あれは会頭又は当日出 勤の幹事にありて収救し後ち会議に附して以 て入院に処するを要す
- 第7条 育児救養期又は就学期に於て一家継嗣の為 め附籍引離れ原籍へ復帰するか又は養子女或 は妻等に要求する時は賤業に至らしめさる証 書を取而して其要求者の品行貧富を審査し身 産の可なるを認め其送籍方は協議の末原籍に て取扱ものとす
- 第8条 育児を収養するに其期を一期に分つ左の如し
 - 一 生年より六歳までを乳養期となし里子の法を 以て収養す 能く其親たるへき者の身産を質し て附育要す 其世話料衣料を給する各定額あり 則ち生年より二年までは一ヶ月金九十銭を給し 三年より四年まで一ヶ月金一円○五銭を給し五 年より六年未満まで一ヶ月金一円二十銭を給す 別に該期内育児送迎費金二円を予算す 合計金 七十五円六十銭なり是を第一期の費用となす
 - 一 満六年より十五年まてを教育期となし徐々学 に就かしむ 其衣食の費額を一ヶ月金一円 七十五銭となす合計金百八十九円
- 第9条 里親即ち乳母の甲乙を分つ左の如し
 - 一 甲種乳母は自費を以て乳育するものとなす褒賞を与へて其善心を称揚するを要す
 - 一 乙種乳母は前条の金額を受けて乳育する者と

なす其所在親類組合両名の保証書を確収して養 育の契約を堅盟するを要す

- 第10条 乳母窮児の監督者を置き該員は常に其成 育乳養の状態を観察し若し適せさる者あれ は幹事に議して保証人に照知し処分するを 要す
- 第11条 児童病気に罹りたるときは速に近傍の医 師に治療を乞ひ直に本院幹事へ届出其指揮 に従ふへし
- 第12条 児童其の治療を受るときは乳母より時々 に本院ゑ開報して其病況を通知せしむるを 要す 但し其薬価に至りては総て本院より支 払ものとす
- 第13条 児童若し病死するときは本院より支払ものとす
- 第14条 児童乳母は本院説教日並毎に該院ゑ来り 拝礼をなし而て予て授付する所の参詣帳簿 に説教所の検印を受けしむへし
- 第15条 本院会友の中より院長一名及ひ幹事五名 を公撰し一切院務を担当せしむへし
- 第16条 出納会計を監督する為め二名事実相適す る篤行者に委托し会計監督委員に任するを

要す

- 第17条 書記以下院員は院長及幹事相撰して所置 するを要す
- 第18条 本院は永続会友の維持する所にして資金 を喜捨したる有志者を以て永続会友となす
- 第19条 資本金は利子の□を以て院費に充て元金 即納ある分は公債証書に引換或は日本銀行 に預置永世保存するものとす 但し閉院するときは資金は会友の集議に任

世し団にするとさは質霊は会及の集議に仕す (未完)

第9条に「里親即ち乳母」とある.6歳以下を乳養期とし、里親である乳母に託し、保育料、衣料を給して養育してもらうことになっていた.また、里親の監督者を置くことにもなっていた.この規則から同育児院では、創立に際して、里親である乳母による乳児の養育を組織的に実施する体制を構築しようとしたことを確認できる.つまり、乳母が行う前条(第8条)の里子の法による6歳までの乳養と養子縁組について注目する必要がある.但し、養子については、他稿で扱うこととする^{注10)}.

そして,同規則に基づき,1886 (明治19) 年から1891 (明治24) 年10月までの受け入れ児数は,

仮番	入院年齢	入院理由	住所等	入院年月日
女1	7 か月	四女・貧窮	愛知県愛知郡	明治 20 年 1 月 31 日
児 2	8 か月	貧窮	愛知県下愛知郡	明治 20 年 3 月 27 日
児 3	1 か月	棄児	愛知県愛知郡	明治 20 年 6 月 23 日
女4	2歳5か月	孤児	愛知県愛知郡	明治 20 年 7 月 30 日
児 5	2歳2か月	棄子	愛知県知多郡	明治20年8月8日
女6	1か月弱	棄児	愛知県愛知郡	明治 20 年 11 月 14 日
児 7	1 か月	四男	愛知県愛知郡	明治 21 年 7 月 29 日
児 8	2歳	棄児	愛知県三河國碧海郡	明治21年8月6日
児 9	1か月弱	棄児	愛知県名古屋区	明治 21 年 11 月 13 日
児 10	1歳	私生次男・貧窮	愛知県名古屋区	明治 22 年 8 月 10 日
児 11	1歳2か月	孤児カ	愛知県知多郡	明治 22 年 9 月 10 日
女 12	6 か月	母死亡, 孤児	愛知県愛知郡	明治 23 年 10 月 21 日
女 13	3 か月	棄児	愛知県名古屋市	明治 24 年 10 月 22 日

表1 創立期 (1886~1891) の受け入れ児

13名である (表1参照^{注11)}). 子どもを受け入れる際の文書は、第4条の必須事項について順に記載したものが同育児院に残っていた。筆跡が同じものも複数綴られていることから、育児院側で記していたものもあるようである。13名のうち、棄児6名、孤児3名、貧窮4名ということになる。愛知育児院はその後、1891(明治24)年10月28日の濃尾大震災発生の罹災児の受け入れに応じたことなどから、1892(明治25)年11月の臨済宗妙心寺派白林寺への新築移転という経過をたどる。

2. 貧孤児の受け入れと養育内容の分析

次に、創立期の貧孤児の受け入れと養育の内容について、愛知育児院所蔵資料をもとに、『扶桑新報』、『扶桑新聞』、『新愛知』、『金城たよ里』、『金城新聞』、『金城新報』、『明教新誌』などの新聞資料の記事を加えて分析すると次のようになる。

1886 (明治19) 年10月10日, 正覚寺住職六萬 隆見らは、許可を得て、育児院設立実行に着手した. その設立の主意にもとづいた永続的な事業となるよ うに願うものだと報じられているが^{注12)}、実際の貧 孤児の受け入れは少し先となる. この時期の記事に は、育児院設立に向けた動向に関し報じられたもの が多い. 例えば、六萬隆見ら3名の有志は、県下の 窮民子弟にして自分で生活(「自存」)できない者を 救い育てる目的をもって、熱田の正覚寺境内に愛知 育児院を設立するとの発起を出願して既に許可を得 られ,近日中に実行着手されることは美挙 注13), 六萬隆見は今回の育児院設立の件について、11月 に当区大谷派別院教務取締所内などへ出頭し、育児 院設立への賛同をえる、また応分の寄附金を募った とある^{注14)}. さらに、同月、愛知育児院の主唱者で ある浄土真宗大谷派浄信寺住職羽塚慈音氏始め数名 は、育児院資金募集のため、知多郡武豊半田辺へ赴 き、紳士豪商等にて同院の設立を賛成し応分の資金 を義捐する者を少なからず集めているという記事も ある 注15). そのようなさ中の 11 月 19 日に、次のよ

うな事件が報じられた. Y (35歳) という者は, 本年1月頃に2という者が出産した嬰児を金2円 50 銭を受けて預り、養育を始めたが、2 月某日に該 児が頻りに泣き立てたことから, 近所への憚りも あって且つ実子もいることから、今後の養育に困難 を感じ. 該児を殺さんと懐に抱いたまま嬰児の鼻口 を自分の胸部に押し当て,強く抱き締め,憐れ嬰児 は窒息死した. 直ぐにYは検挙され. 19日に重罪 裁判所において無期徒刑に処せられたという注16). 乳児養育をめぐる殺人事件が明るみになる中. 同年 12月2日, 浄土真宗大谷派の教務取締所は, 有志 者によって設立される育児院について賛成し、慈善 救済の事業は宗教家のもっとも同意すべきものであ るとし、同院の設立を理解し賛助すべきであるとの 諭達を発した^{注17)}. そして, 同年12月14日, 育児 院の主唱者である浄信寺住職の羽塚慈音氏は、今回 役員の選挙会にて同院幹事の一人となり、同院院長 には正覚寺住職六萬氏が当たることになったと報じ た^{注18)}.

このため同年12月からは、育児院への寄附が集まり始めたが、「ここに掲載し美を成すことを喜ぶ金百円(愛知郡有松村森井清八)(~以下氏名列挙省略)」^{注19}、同12月24日、「承前」として育児院への寄附が報じられた^{注20}、これにより資金が蓄積されたと思われる。

1887 (明治20) 年1月になると、さらに育児院の創立準備が進められた. 1月10日の『明教新誌』の記事によると、森井清八と各宗僧侶有志が設けた愛知育児院については報道済みだが、先頃、浄土真宗大谷派本願寺大谷上人が同地を巡教し、大いに随喜賛成して、尾三両国の正副組長中へ此美事を賛成すべき旨示論したこと、曹洞宗管長代理在田彦龍禅師も深く育児院に賛成し、高木愛知郡長、針谷知多額田郡長、その他県会議員等何れも随喜入会し、その目的も確定し、翌2月13日には盛んに開業式を実施すると報じている^{注21)}.

同年1月31日には、愛知育児院史で初めての入 院児となる[女1](以下同様,表1中の仮番にはカッ コを付す)を受け入れた. 同女は、愛知郡内に住む7か月児である. 『第一号入院願書』には、愛知郡(以下省略) 平民車夫業□□□□□四女、とあり、「父貧困に相迫り母は時明治十九年八月五日流行病にて死亡」した. 同月1月29日付けで、愛知慈善会育児院宛に、実親、親類総代、組合総代の三者が署名押印した入院願の文書を提出している^{注22)}. これを受けて、同日に入院を認可した^{注23)}. さらに、次のように記録されている([]]内筆者加筆)^{注24)}.

- 令八拾八圓六拾銭 (二十年一月より二十二 年八月まで一か月分九十銭にて,同年九月 より二十三年四月迄一か月一円二十五銭に て,同年五月より二十四年十一月迄一か月 一円五十銭にて,同年十二月より二十五年 十一月迄一か月一円七十五銭にて,乳母給)
- 一 令六円七十九銭一厘 明治二十五年十一月 まで衣服料及び履物料共

計令九十五円三十九銭一厘

明治廿年一月より同年十二月まで

愛知郡熱田 乳母 □□□□[乳母1](以下 乳母については同様に表記する)

明治二十一年一月より同二十五年十一月まで 同郡同所 乳母 □□□□ 〔乳母 2〕

このように乳母給と呼ばれる給与及び養育費は, 5歳まで支給されることを確認できる.また,〔乳母1〕は,〔女1〕の入院後からの1年間を育てた母乳を持つ乳母であると推測される.つまり,その主たる役割は母乳の提供であったと考えられる.一方,〔乳母2〕は前乳母から引き継ぎ,離乳後の養育を担ったと考えられる.母を亡くした当時7か月の〔女1〕の乳養(母乳による養育の略)が差し迫った問題となり,親類や隣組の保証を得て,この乳児の生命を保持するため育児事業を開始した愛知育児院が,乳母を確保し,〔女1〕を院児として受け入れたことが理解できる.

同年2月15日には、新聞社への開院式の招待状を送っている^{注25)}. そして、同年2月20日に開院式が執行され、その開院式の様子は、次のように報じ

られた.「愛知育児院にては、兼て本誌に記したり しが如く去月二十日に開院式を行なはれたり、先つ 同日午前十一時, 勝間田愛知県知事代理部長, 高木 愛知郡長, 熊谷病院長, 土岐鎮台病院長, 横井好生 病院長、並に県会議員、新聞社々長等、設けの席に 就き、暫らくありて開院の式を行なはれたるが、差 定は梵□太鼓木板喚奏楽, 各宗僧侶三十余名, 集会 入道場一匝行道着座, 院長六萬僧正焼香献供百味供 養三拝登□盤作法、般若心経三巻、法樂畢りて、祝 文回顧発願文念仏回向育児へ十念授与, 了りて, 大 衆匝殿奏楽中, 郡長高木氏岩祝文新聞社長等の演説 三回. 次に笠間龍跳氏(仏心者大慈悲是也) 羽塚慈 音氏(時期の説)の演説あり、午后四時に閉場せら れたり、翌二十一二の両日間は、吉川隆道、佐々木 最収二氏の説教あり、頗ぶる盛会なりし由、是れ全 たく森井清八氏の慈善心の深きと院長六萬僧正並に 発起員諸氏の尽力あつきに出でしものなりと云へ り」1)(句読点筆者加筆). 愛知育児院の事業の開始 は、このような式典を経て、名古屋市及び愛知県で 初めての育児事業として周知されていったことを理 解できる.

同年3月17日には、次のような乳母の募集の新 聞広告を出している。

愛知育児院広告2)

今回貧児六名入院及び毎月金九十銭を以て自宅 に於て養育する乳母六名を募る

熱田伝馬町正覚寺内

明治廿年三月 愛知育児院

『金城新報』1887 (明治20) 年3月17日 乳母を公募していたことが理解できるとともに、 当面は6名まで貧孤児を受け入れ可能とするような 養育の計画をたてていたと考えられる.

その後同年 3 月 27 日に, 〔児 2〕を受け入れた. 同児は, 8 か月の乳児である. 同児の入院に際して の記録は, 次のようになる.

育児童入会願

愛知県下愛知郡(以下省略) 平民□□□□弟 □□□□□□ [児2] 明治十九年丙戌七月一日生

右ハ父死去貧困ニ相迫リ養育方難渋仕候ニ付 其御院エ入会御養育奉願候然ル上ハ鴻恩忘却仕 間敷総而本会御規則ニ依リ進退被成降度此段親類 幷ニ組合連署及ヒ戸長役場添書相添奉願候也 明治廿年三月廿六日 □□□□□ 印 愛知郡□□□□町番戸 親類総代 □□□□□ 印

同郡同町□□□番戸

組合 □□□□□ 印

愛知慈善会育児院 幹事御中 書面之趣聞届為事 但シ乳母雇入ノ上入院之儀相違無也 明治廿年三月廿七日 愛知育児院 院長六萬隆見 印

(『第一号入院願書』)

末尾の4行は、朱書きになっており、育児院側が追記したもので、入院願に対する応答となっている。この「乳母雇入れの上」という条件が付されていることからも乳養が必要な状態と理解される。この時期の愛知育児院では、貧困児の受け入れを実施していたことが理解できる。また、〔児2〕は乳児であり、母乳を提供する乳母を雇い入れる体制が必要であったが、それは容易ではなかった。乳母の確保については、前述の3月17日のように公募を行って確保しようとしていたことも確認できるからである。

つまり、入院は貧困によることを前提に、育児院側の受け入れ条件として「書面の趣聞き届け為す事但し乳母雇入れの上入院の儀相違無き也」とあるように、乳母による乳養の確保を前提として受け入れを決定したことを理解できる。さらに、乳母の給与や養育費用などについては、次のように記録されている。

一 令八十五円六十銭 (明治廿年四月より明 治廿二年八月まで一か月分九十銭にて同年 九月より廿三年四月迄一か月一円二十五銭 にて同年五月より二十四年十一月迄一か月 一円五十銭にて同年十二月より二十五年 十一月迄一か月一円七十五銭にて乳母給) 一 令五円六十銭一厘 明治二十五年十一月ま で衣服及び履物料

計令九十一円二十銭一厘 明治廿年四月より明治二十二年四月まで 愛知郡熱 田 乳母 〔乳母 3〕(=実母) 明治二十二年五月より同年十一月まで 同郡同所 乳母 □□□□ 〔乳母 2〕 同年十二月より二十五年十一月まで 同郡同所 乳母 □□□□ 〔乳母 4〕

(『愛知育児院雑記(写)』)

[児2]について、乳母は時期ごとに計3名替わっていった。最初の乳母である[乳母3]は、貧困であった[児2]の実母であり母乳をもって育てた。前述のように、「乳母雇入れの上」での入院であったはずだが、実際は実母を雇われた乳母として扱っていたことを理解できる。二番目の乳母である[乳母2]は、既に〔児5〕と〔女1〕の2児を預かっている乳母経験者であり、〔児2〕の離乳後の養育を担った(同乳母は、のちに〔児5〕と養子縁組をなした)。これについては、乳母の確保が思うようにはいかず、中継ぎ的な面があったと考えられる。三番目の乳母である〔乳母4〕は、その後の約3年間の養育を担った。そして、同児は〔乳母4〕と養子縁組をなした。

「鳥取県伯耆国河村郡坂本村入江岩吉氏より照会ありしを以て直ちに規則書を送附」、「滋賀県近江国高嶋郡安井村多谷重一戸井宗兵の両氏も該院設立を賛成し滋賀育児院を設立せん為め戸井氏自ら同院へ来りて」30とある。愛知育児院の創立は、他県の育児事業の有志者から注目されていたことを確認できる。

同年5月になると、次のような記事が見られる.

また、同年6月11日、12日、愛知育児院の演説会が開催された。「正覚寺に於て愛知育児院の演説を聞きたるに頗ぶる盛会にて来聴の人々慈愛心を起せしめたりとぞ」。とあり、演説会の目的は、寄附金の募集、育児事業開始の周知があったと推測される。

そして、同年6月24日には、〔児3〕を受け入れた. 〔児3〕は、推定1か月であり、愛知郡熱田市(以 下省略) 地先に前月29日午後11時30分頃に捨てら れていたのを発見され、保護されたのであった^{注26)}.

[児3] の保護の経過と入院後の乳母による養育 の成果については、次のように報じられた.「去五 月廿九日の夜の事、愛知郡熱田(以下省略)某方の 門口に、分娩より凡七八日目位と覚しき男の児を捨 行きし者ありしを 巡回の巡査が見付て捨置ず,直 ちに同町戸長へ照会して立会の上、其夜は同町夜番 方へ預け、其後両三軒へ預け廻して養育せしも、充 分ならぬ処から、戸長は同所の育児院へ入院の儀を 申込しに、同院に於ても憐然に思ひ、早速承諾して 入院なさしめ、去月廿四日より同郡鳴海村の□□□□ □ 〔乳母 5〕 方へ養育を依託せしかば、□□□□〔乳 母5〕は勇んで承諾し、我子の如く手厚くも憐れを 掛けて養育せしにぞ、日々身体肥太りて、人並勝れ し健康の小児となりしを聞て、院長を初め其他の役 員打喜び、去月の三十日は恰度拾ひ揚げてより三十 日目なりとて、熱田神宮を初め其他の諸神社を参拝 させ、立戻りに□□町の各家へ立寄らせて礼廻りを なさしめしに. 同町有志者より直ちに三円余の寄附 金あり、又伝馬町席貸茶屋田代治兵衛より糸入縞の □物一枚其他扇子等を贈りしといふて. 此小児は今 以て何処の者か知れざれば、戸長役場に於ては協議 の上、□□□□といふ名称を付けて其筋へ届出たる 由、若し此小児にして後年有為の士ともならば我姓 名上に於て大なる履歴を有する者ならん」50という ものである.

その後、同年9月4日、この〔児3〕が死亡した.
「育児童の死亡 愛知育児院の育児□□□□□ 〔児3〕
(同人が事は過日の本紙に委しく記せり)は入院以来□□□□ 〔乳母6〕(二十二)と云へる乳母が付添ひて手厚くも養育せしに去七月上旬図らずも病ひに罹りしかば熱田中瀬町医師堀田昌美氏が万事引受られ昼夜油断なく療養に手を尽されしも命の限りにや去四日の午後三時頃遂に果敢なく死去せしかば同院の役員諸氏には殊の外力を落されしも今更□□なければ直に其筋へ届済の上翌日午後五時立派なる葬儀を行はれし由其葬儀の次第を□くに当日の大導師院長六萬氏にして同寺役僧四名□経には堀本羽塚高

坂の三師其他会友惣代森井加納吉川の三氏を初め町内組合の者廿四名外,目下の育児童四名にして育児童には何れも乳母が附添召連れて焼香をさせしは見る人何れも随喜の涙を流さざるはなかりしと云ふ曩には道路に捨られし身の今は斯る立派な葬儀を営なみ貰ひぬる捨吉の□倖同院会友が慈善の賜物実に有難しこそ申□べきになん」⁶⁾([]]内筆者加筆)という。死亡時の乳母は,〔乳母6〕である。同児の乳母については、次のようにある。

- 一 令二円六十八銭(明治廿年六月二十四日より九月四日まで乳母給)
- 一 令三円四十二銭六厘 葬式費
- 一 令一円八十三銭 (一周年の追善費及び石 碑の料)

計令七円九十三銭六厘

明治廿年六月二十四日より同年八月十日まで 愛知郡鳴海村 乳母 □□□□〔乳母 5〕 同年八月十一日より同年九月四日まで 同郡同村 乳母 □□□□ 〔乳母 6〕

(『愛知育児院雑記(写)』)

同児の最初の乳母〔乳母 5〕、二番目の乳母〔乳母 6〕ともに、母乳を提供するという役割を担ったと考えられる。また、死亡時について、葬式費、追善費、石碑について記していることから、死後も子どもの供養を行うという仏教的な考え方が、この時期の里親養育で実施されていたという特徴の一つが理解できる。

同年7月30日, 〔女4〕を受け入れた. 同女は, 2歳5か月であり, 父母ともに死亡していた. 「右は父母死去貧困に相迫り養育方難渋仕り候に付其御院へ入会御養育願奉り候然る上は鴻恩忘却仕る間敷く総て本会御規則に依り進退降し成され度此の段親類幷組合連署に及び戸長役場添書き相添え願奉り候也」, 「明治廿年七月廿七日愛知郡熱田(以下省略)方に居り本人の伯母某なる者より願出るに拠りて同月三十日に至り許可致其後金一円相添来付本人の物資産同人の名義を以て貯金に預置遣りたるなり」とある^{注27)}. 〔女4〕の乳母は, 同年8月より11月ま

でが愛知県愛知郡鳴海村の〔乳母 6〕で、同年 12 月から 1892 (明治 25) 年 10 月までは愛知郡熱田伝馬町正覚寺中蘭崇院 (すなわち愛知育児院) にて〔乳母 7〕が養育した.〔女 4〕については、最初の乳母である〔乳母 6〕が離乳後の養育を開始したことを理解できる.〔乳母 6〕は、同月に〔児 3〕の乳母にも就任し、これについては母乳を提供する役割を担っていた.二番目の乳母である〔乳母 7〕は、愛知育児院の中で通勤又は住み込み勤務にて養育を担った.

同年8月8日, [児5] を受け入れた. 同児は, 2歳2か月の棄子である. 愛知郡東阿野村の道畑の間に前月7日午前4時頃捨てられていた. 8月7日に知多郡東阿野村の□□□□[乳母8] より願出があり,同村惣代として「□□□□□□と申す人付添来りて村方有志の輩より令三円募集したるに付持参致した由に申す此の令は本人の名義にして貯金に預置遣りたるなり」とある^{注28)}. 同年8月11日から同月31日まで,知多郡東阿野村の〔乳母8〕で,同年9月より1893(明治26)年11月までは愛知郡熱田伝馬町の〔乳母2〕が離乳後の養育を担った. 最初の乳母である〔乳母2〕が離乳後の養育を担った. 最初の乳母である〔乳母8〕は,同児が発見された近在の産婆であり,二番目の乳母である〔乳母2〕は前述の〔児2〕の乳母でもある.

同年11月14日,〔女6〕を受け入れた.同女は, 1か月の棄児であり,「当郡内沓掛村(以下省略) 道路に明治廿年十月廿二日棄置き有之候養育難渋仕 り候に付貴院へ入会御養育願奉り候然る上は鴻恩忘 却仕る間敷く依って本会御規則に依り進退降し成さ れ度此の段願奉り候也 愛知県愛知郡多沓新田外二 か村 明治廿年十一月九日 戸長 兼子祐三郎 愛 知慈善会育児院 幹事御中」とある^{注29)}.

〔乳母 9〕が離乳後の養育を担った.また,「此の年月中の乳母食費は北折より自弁なり」とある^{注31)}.〔女 6〕は、創立者森井清八の自宅、のち北折源六の自宅での養育を受けたことが理解できる.北折源六については,「後見届」を見ると,のちも他の院児の後見人などを担った人物である.愛知仏教会の幹部にも名を連ね,育児院への寄附者でもあった.

1888 (明治 21) 年 7 月 29 日, [児 7] を受け入れた. 同児は、1 か月の貧困児である。最初の乳母である。乳母 10] (同年 8 月から 1891 年 1 月 28 日まで) は、実母であり母乳を提供する役割、さらに離乳後の養育も担った。二番目の乳母である〔乳母11〕(1891 年 2 月から 4 月 15 日まで) は、のちに同児と養子縁組をなした。

同年8月6日, [児8] を受け入れた. 同児は, 2歳の棄児であり, 愛知郡熱田の[乳母12] の養育を受け, さらに名古屋市の養育人H, 名古屋市の北折源六, 愛知郡熱田町の[乳母13] へと養育が引き継がれた. [児8] は, 1891 (明治24) 年8月に同院からの初めての養子縁組がなされた院児である.

同年11月13日,〔児9〕を受け入れた。同児は、1か月の棄児である。名古屋区下茶屋町(東福寺門前)に同年11月2日夜捨てられていた^{注320}。同児については、愛知郡鳴海村の〔乳母14〕が母乳を提供する役割を担った。その後の12月11日,〔児9〕が死亡し、次のように報じられた。「棄児死亡す客月始めの頃当区下茶屋町東輪寺門前へ捨ありし幼児(〔児9〕)(□)なる者区役所よりの依頼に因り愛知育児院に於て養育為居たるが客月下旬に至り胎毒症を発したるゆゑ種々尽力を加へしも医薬其効なく去る十一日午前四時死亡せしかは院長には埋葬万端抜目なく最丁寧に弔はられたるよし実に慈善の極と云ふべし」⁷⁰とある。

1889 (明治22) 年8月10日, [児10] を受け入れた. 同児は, 1歳であり, 名古屋市の[乳母15], 同市の[乳母16], 同市の[乳母17] から養育を受けた.

同年9月10日, 〔児11〕を受け入れた. 同児は, 1歳2か月であった. 「明治廿一年七月廿日より同二十二年九月十日まで知多郡有松村森井清八氏方於いて養育□□候處同年九月本院へ引渡を受け但本院常議員会に於いて決議の上引き受けたるものなり明治二十二年九月十日」とあるように, 創立者森井個人による養育を経て受け入れた経緯をもつ院児である. また, 「森井清八方於て育養自弁」ともある。また, 「森井清八方於て育養自弁」ともある。また, 「森井清八方於て育養自弁」ともある。また, 「森井清八方於て育養自弁」ともある。また, 「森井清八方於て育養自弁」ともある。また, 「森井清八方於て育養自弁」ともある。また, 「森井清八方於て育養自弁」ともある。また, 「森井清八方於て育養自弁」ともある。また, 「森井清八方於、その後, 〔乳母19〕と養子縁組した. 森井清八方においては, 母乳を提供する乳母が必要だったと思われるが, 具体的な記述はない.

1890 (明治23) 年10月21日,〔女12〕を受け入れた.〔女12〕は、6か月で、母が死亡している^{治34}.

同年10月25日、次のように報じられた.「育児愛知郡熱田町〔女12〕(本年四月生)は両親を失ひ孤独となりしより組合の者は大に当惑なし種々協議の末一同連署をなし町長の副申書を以て愛知育児院へ入院させたき旨を依頼したるに依り同院にては院長始め役員協議の上入院さすることと決定し去廿一日係り員立会の上本人を受取り熱田町□□□□の乳母□□□□〔乳母20〕と云者を乳母に雇ひ入れ乳房を付しを見て組合の者等も大に安堵なし一同悦合しこと」⁸⁾とある.同女は、〔乳母20〕から母乳の提供を受けたことを理解できる.

1891 (明治 24) 年 6 月 20 日, 育児院の総会が開催 され, 育児院の新築が協議されるとともに, 役員投 票が実施され, 会計係には北折源六が就任した^{注35)}.

同年7月12日, 〔児8〕, 〔児7〕が養子縁組となることについて、報じられた^{注36}.

同年8月1日, 愛知育児院は, 事務所を矢場町の 臨済宗妙心寺派白林寺内に移した^{注37)}.

同年10月22日、〔女13〕を受け入れた。同女は、3か月児であり、棄児であった^{注38}。同女は、翌月11月23日に病死した。受入れ後、北折源六方にて養育を受けたとみられるが、乳母が就任した履歴はない。入院時点で重篤な病状であったと推測される。

以上の分析から、養育の方法は、6歳以下を乳養 期とし、乳母(里親)あるいは実親に託し、保育料、 衣料を給して保護していたことを理解できる. 里親 については、その監督者を置くことになっていたが、 その詳細は、不明である。また、創立期には、13 名を院児として受け入れたが、そのうち、乳児は6 割程度であった. 〔児2〕(乳児) のように、乳母を 確保できた場合には入院を許可すると述べられてい るケースがあることから、乳母の確保を入院条件と していたことを確認できる. また. 院児を受け入れ はじめた 1887 (明治 20) 年中に, 創立期の受け入 れ児計13名のうちの約半数にあたる6名を受け入 れている. その後は年間に2,3名程度を受け入れ ている.〔女12〕までの受け入れ児には、全員に乳 母を付けていることを確認できた. [児2]と[児7] の初めの乳母は実母である. 乳母の住所は、愛知育 児院の近在が多いこと、4名の院児は育児院の養育 を受けた後、乳母の家の養子になっていることを考 えると、実際は受け入れた子どもを乳母に預けてい たと考えられる. つまり、里親委託を実施していた ということになる.

当時の貧孤児の受け入れ状況について、他の育児院と比較した場合、福田会育児院では創立初年の受け入れ児童数は、38名程度である。そのうち、8割程度が乳児であり母乳が必要であったが、創立初年度に一挙に19名前後の1歳未満児を受け入れたということは、容易にはその体制を想像できない。このように考えると、福田会育児院は、乳養を実施できる方策を十分に持っていたとも考えられる。一方、愛知育児院の場合は、受け入れのニーズがあれば、その都度乳母の確保を図りながら、受け入れを模索していたことが特徴の一つと理解できる。

3. まとめ

本稿では、1886 (明治19) 年から1891 (明治24) 年の愛知育児院の貧孤児受け入れと里親委託について検討した。その結果、次のようなことが明ら

かとなった.

- (1) 創立とともに、里親委託は同院の貧孤児養育システムの主軸となっていた.
- (2) 当期に入院した児童は 13 名である. そのうち、 半数に母乳が必要であったと理解できる. また、乳 母の公募を実施した.
- (3) 主として仏教者の寄付で経営が維持される一方、寄付者自身が貧孤児の受け入れや里親委託に関わっていた。
- (4) 里親委託の方法には、①乳母が里親として自 分の家で育てる、②里親の自宅で乳母を雇って育て る、という大きく二つのタイプがあった、さらに、 ①については、母乳を持つ乳母が離乳後も継続して 育てる場合と、母乳を持つ乳母から離乳後は別の乳 母へ預け替えて育てる場合の二つのパターンがあっ た. ②については、里親が乳母を雇い(森井清八方 にて実施)、その乳母が離乳後も一貫して養育にあ たった(北折源六方にて実施).このような養育事 例について, 菊池義昭教授の助言を受けて検討した 結果,次のように考えることができた.すなわち, ②のタイプについては、乳母が専門職としての役割 を持つ萌芽が推理できた. つまり、乳母が里親に雇 用されて養育を担当する形態と、その乳母が母乳の 必要な時期から離乳後も、一貫して養育を保障して いる事実から、母子関係に最も重要なアタッチメン ト(愛着関係)に似た養育を重視する要因が内包さ れていると理解できるからである。それゆえに、里 親が自宅で乳母を雇って育てるタイプは、施設で養 育することへ発展する原形になり得ると理解した.

〔付記〕

- 1) 本稿の執筆にあたり、社会福祉法人愛知育児院 から所蔵資料をご提供いただいた。また、理事長 の寺西伊久夫先生、児童養護施設南山寮施設長の 山田勝己先生をはじめ同法人の皆様には、研究の 機会を頂き、大変お世話になっている。ここに記 して感謝申し上げる。
- 2) 愛知育児院の発展に貢献した北折源六氏の御子

孫にあたる北折幹夫氏から、本稿執筆にあたって の重要な示唆を得た.ここに記して感謝申し上げる.

3) 本稿は、①科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)基盤研究C「社会的養護の草創期における里親委託制度の役割(課題番号15K03963)」(研究代表 菅田理一)、②科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)基盤研究C「第二次大戦後の福田会育児院の運営組織と社会福祉実践史研究(課題番号15K03958)」(研究代表 宇都榮子)、③平成26年度東洋大学ライフデザイン学部プロジェクト研究「近世以降の日本における宗教的孤児救済思想とその実践に関する比較研究」(研究代表 菊池義昭)の助成を受けた研究の成果の一部である.

注

- 1)森井清八は、既に棄児・孤児救済施設として創立されていた大阪愛育社への視察などを経て、 1886 (明治19)年に愛知県庁から開院の認可をえた。創立間もなく、浄土真宗大谷派による同育児院への支援が開始され、同院は創立の基礎を固めていく。
- 2) 吉田宏岳「児童福祉施設の発達―明治時代に於ける愛知育児院」,『中部社會事業』第3号,1956年を参照のこと.
- 3) 三上孝基「愛知県社会福祉史管見(1)」,『同朋社会福祉』第7号,1979年を参照のこと.
- 4) 宇治谷義雄「愛知育児院考」, 『仏教福祉』第8号, 1982 年を参照のこと.
- 5)他にも、愛知育児院創立100周年の記念誌『愛知育児院史』(1987年),同120周年の記念誌『創立百二十周年記念誌 あゆみ』(2006年)が発行されている。なお、同育児院史について、近年では地域史研究のテーマとしてもとりあげられており、山田勝己「南山寮の歴史1宗派を超えて設立された育児院」、『八事・杁中歴史散歩』、八事・杁中歴史研究会、2015年、同「南山寮の歴史2南山寮に係った人々」、『八事・杁中歴史散歩』、2015年がある。

- 6)「自明治 15 年 3 月~至明治 31 年 12 月」とあり、明治 15 年~明治 31 年の院史をまとめたもの. 森井清八の履歴書(自筆と思われる)も添えられている.
- 7) その原本については所在確認中である.「愛知 育児院史」によると 1000 部を作成した.
- 8) 資料番号は、100周年記念誌作成の頃に付番されたようである。筆者もこの番号を基準にして資料整理を開始したが、すべてが連番で揃っている訳ではなく、将来の見直しの可能性もあるため、本稿では、仮番号とした。
- 9) 『明教新誌』1887 (明治20) 年1月22日に掲載された. これは、創立報道と同時に掲載されたものであるが、「未完」とある. なお、本規則は、「福田会育児院規則」と酷似している. 「福田会育児院規則」については、①宇都榮子「明治期における福田会育児院の規程類とその実施状況―組織・役員構成、入所児童取り扱い方法の検討―」、『東京社会福祉史研究』第5号、2011年、②宇都榮子、野口武悟、菅田理一、土井直子「福田会育児院設立初期の規程・組織等の検討」、『社会科学年報』第45号、2011年を参照のこと.
- 10) 戦前期までの養子制度は、家制度を維持することを主とし、子どもの養育からの視点は十分に持ち合わせていなかったと考えられる.
- 11) 院児個々について、資料には番号が付されてはいるが、必ずしも一貫している訳ではない、そのため、表中のように「仮番」とした、実際に、欠番となっている院児が、実際には存在したものの何らかの理由で願書が欠落しているということとも考えられる。また、男児には、「児」、女児には、「女」を記し、例えば、3番目の男児は、「児3」と仮番の欄に表記している。
- 12) 『扶桑新報』1886 (明治19) 年10月10日参照.
- 13) 『朝日新聞』1886 (明治19) 年10月14日参照.
- 14) 『扶桑新報』1886 (明治19) 年11月10日参照.
- 15) 『金城新報』1886 (明治19) 年11月25日参照.
- 16) 『扶桑新報』1886 (明治19) 年12月2日参照.

- 17) 『扶桑新報』 1886 (明治 19) 年 12 月 2 日参照.
- 18) 『扶桑新報』1886 (明治19) 年12月14日参照.
- 19) 『扶桑新報』1886 (明治19) 年12月23日参照.
- 20) 『扶桑新報』1886 (明治19) 年12月24日参照.
- 21) 『明教新誌』1887 (明治20) 年1月10日参照.
- 22) 『第一号入院願書』に含まれる.
- 23) のちに、〔女 1〕は、同地近くの親類と思われる者の養女となった(明治 25 年). それに際して、〔女 1〕の資産 5 円 90 銭 2 厘の譲渡が送籍とあわせて実施されている. なお、「後見届」によると、「□□□□ 〔女 1〕儀幼年戸主に御座候処今回親戚協議の上前記北折源六を以て後見人に為し致し候間此の断連署を以て御届仕り候也明治二十五年一月十五日名古屋市長志水忠平殿」とあり、さらに、「養子縁組台帳」には、廃家届として、「明治二十五年十二月日願済廃家候付此の段御届致し候也明治二十五年十二月日右後見人北折源六 名古屋市長志水忠平殿」、とあるように、同児の後見人には、北折源六が就任した.
- 24) 『愛知育児院雑記(写)』に記録されている.
- 25) 『扶桑新報』 1887 (明治 20) 年 2 月 15 日参照.
- 26) 『愛知育児院雑記(写)』 に記録されている.
- 27) 『第一号入院願書』に記録されている.
- 28)『第一号入院願書』に記録されている.
- 29) 『第一号入院願書』に記録されている.
- 30) 『愛知育児院雑記(写)』 に記録されている.
- 31) 『愛知育児院雑記(写)』に記録されている.
- 32) 『愛知育児院雑記 (写)』 に記録されている.
- 33) 『第一号入院願書』に記録されている.
- 34) 『愛知育児院雑記 (写)』 に記録されている.
- 35) 『扶桑新聞』1891 (明治24) 年6月21日付で報じられた. 北折家は名古屋市内の呉服商であった.
- 36) 『扶桑新聞』1891 (明治24) 年8月19日参照.
- 37) 『扶桑新聞』 1891 (明治 24) 年 7 月 30 日参照.
- 38) 『愛知育児院雑記 (写)』 に記録されている.

引用・参考文献

1)『明教新誌』1887 (明治20) 年3月4日.

- 2)『金城新報』1887 (明治 20) 年 3 月 17 日.
- 3)『金城たよ里』1887 (明治 20) 年 5 月 28 日. 7)『新愛知』1888 (明治 21) 年 12 月 20 日.
- 4)『明教新誌』1887 (明治20) 年6月30日.
- 5)『金城たよ里』1887 (明治20) 年7月7日.
- 6)『金城たよ里』1887 (明治20) 年9月9日.
- 8)『新愛知』1890 (明治 23) 年 10 月 25 日.